

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次 ページ

条 例

○と畜場法施行条例..... (食品衛生課)	8
○都市計画法施行条例..... (都市環境課)	9
○北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例..... (人事課)	9
○特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例..... (生活振興課)	9
○北海道消費生活条例の一部を改正する条例..... (生活振興課)	10
○北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部を改正する条例 (環境生活部総務課)	11
○北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例 (環境生活部総務課)	11
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (環境生活部総務課)	11
○北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例 (保健福祉部総務課)	12
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (保健福祉部総務課)	13
○北海道立診療所条例の一部を改正する条例..... (地域医療課)	14
○旅館業法施行条例の一部を改正する条例..... (食品衛生課)	14
○理容師法施行条例の一部を改正する条例..... (食品衛生課)	17
○美容師法施行条例の一部を改正する条例..... (食品衛生課)	17
○北海道介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (介護保険課)	17
○北海道立児童福祉施設条例等の一部を改正する条例 (障害者保健福祉課)	17
○母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例 (児童家庭課)	19
○北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例..... (人材育成課)	20
○北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例..... (農政課)	20
○北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例..... (酪農畜産課)	20
○北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例 (水産林務部総務課)	20

○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例..... (建設部総務課)	21
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (建設部総務課)	21
○北海道砂防設備占用料徴収条例の一部を改正する条例..... (砂防災害課)	22
○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例..... (公園下水道課)	24
○北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	24
○北海道職員看護師養成修学資金の償還の免除に関する条例を廃止する条例 (地域医療課)	24
○理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例を廃止する条例 (地域医療課)	24
○北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例... (人事課)	25
○北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例..... (人事課)	26
○北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁給与課)	27
○北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	28
○北海道営草地林地一体的利用総合整備事業分担金徴収条例 (土地改良指導課)	29

公布された条例のあらまし

と畜場法施行条例 (条例第1号)

- 1 趣旨
と畜場法施行令の改正にかんがみ、一般とちく場の構造設備の基準を定めることとするため、この条例を制定することとした。
- 2 内容
規則で定めていた一般とちく場の構造設備を条例で定めることとした (第2条関係)。
- 3 施行期日
この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

平成15年1月から条例・規則が横書きになりました。北海道公報も形式が変わりました。

都市計画法施行条例（条例第2号）

1 趣旨

都市計画法施行令の改正にかんがみ、市街化調整区域に係る開発行為の開発区域の面積の特例を定めることとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

- (1) 規則で定めていた市街化調整区域に係る開発行為の開発区域の面積の特例に関する事項を条例で定めることとした（第2条関係）。
- (2) 札幌圏都市計画区域を面積の特例の対象となる区域に追加することとした（第2条関係）。

3 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

1 趣旨

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき教職員の定数を改定することとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

- (1) 道立高等学校の職員の定数を204人減員することとした（第2条第8号関係）。
- (2) 道立盲学校、聾学校及び養護学校の職員の定数を32人減員することとした（第2条第9号関係）。
- (3) 市町村立の小・中学校及び養護学校の職員の定数を321人減員することとした（第2条第11号関係）。

3 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第4号）

1 趣旨

特定非営利活動促進法等の改正に伴い、特定非営利活動法人の定款の変更の手續等について所要の改正を行うこととするため、この条例を制定することとした。

2 内容

- (1) 定款の変更の申請書に添付する事業計画書及び収支予算書には、それぞれ副本2通を添えるものとする（第5条第2項関係）。
- (2) 毎事業年度1回提出する事業報告書等及び閲覧の用に供するために定款の変更の認証を受けた場合に提出する変更後の定款は、提出書により知事に提出しなければならないこととした（第7条第1項及び第8条第2項関係）。
- (3) 設立又は合併の認証を受けた場合には、登記完了の届出書の提出時に、併せて閲覧用として設立又は合併の時の財産目録2通を知事に提出しなければならないこととした（第8条第1項の表の第1号関係）。
- (4) その他規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、平成15年5月1日から施行することとした。

北海道消費生活条例の一部を改正する条例（条例第5号）

1 趣旨

最近における消費者被害の増加と多様化にかんがみ、不当な取引方法による被害の発生及び拡大の防止を図るよう、消費者に対し、速やかに不当な取引方法の内容、事業者を特定する情報等を提供することとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

- (1) 知事は、事業者が不当な取引方法を用いていると認め、かつ、当該不当な取引方法による消費者の被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、消費者に対し、速やかに、当該事業者に係る不当な取引方法、商品又は役務の種類その他必要な情報を提供することとした（第17条の2第1項関係）。
- (2) 知事は、(1)に規定する場合において、当該事業者の不当な取引方法により消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、消費者に対し、速やかに、(1)に規定する情報のほか当該事業者の名称、住所その他の当該事業者を特定する情報を提供することとした（第17条の2第2項関係）。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部を改正する条例（条例第6号）

1 趣旨

道内に居住するアイヌの子弟で国公立の大学等に在学する者に対し貸付する修学資金について、その貸付額を引き上げることとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

国公立の大学等に在学する者に対し貸付する修学資金の貸付額を月額4万8,000円以内から5万円以内に引き上げることとした（第3条第1項関係）。

3 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例（条例第7号）

1 趣旨及び内容

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

2 施行期日

この条例は、平成15年4月16日から施行することとした。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）

1 趣旨及び内容

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律等の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

2 施行期日

この条例は、平成15年4月16日から施行することとした。

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例（条例第9号）

1 趣旨

児童福祉法等の改正にかんがみ、保育士の登録等の事務に係る手数料について定めることとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

(1) 保育士の登録の申請に対する審査の事務について、4,200円の手数料を徴収することとした（別表1の2の項関係）。

(2) 保育士登録証の書換え交付の事務について、1,600円の手数料を徴収することとした（別表1の3の項関係）。

(3) 保育士登録証の再交付の事務について、1,100円の手数料を徴収することとした（別表1の4の項関係）。

(4) (1)の事務に関し必要な準備として行う保育士の登録の申請に対する審査の事務について、4,200円の手数料を徴収することとした（改正附則第2項関係）。

(5) その他規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、平成15年11月29日から施行することとした。ただし、2の(4)の改正は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1 趣旨及び内容

市町村への権限移譲の推進を図るため北海道福祉のまちづくり条例に基づく事務の一部を上富良野町が処理することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

2 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道立診療所条例の一部を改正する条例（条例第11号）

1 趣旨及び内容

道立名駒診療所を廃止することとするため、この条例を制定することとした。

2 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第12号）

1 趣旨

旅館業法施行令の改正にかんがみ、旅館業の施設の構造設備の基準を定めることとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

規則で定めていた旅館業の施設の構造設備の基準を条例で定めることとした（第2条から第6条まで関係）。

3 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

理容師法施行条例の一部を改正する条例（条例第13号）

1 趣旨

理容師法施行令の改正にかんがみ、理容師が理容所以外の場所で理容の業を行うことができる場合を定めることとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

規則で定めていた理容所以外の場所で理容の業を行うことができる場合を条例で定めることとした（第2条関係）。

3 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

美容師法施行条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1 趣旨

美容師法施行令の改正にかんがみ、美容師が美容所以外の場所で美容の業を行うことができる場合を定めることとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

規則で定めていた美容所以外の場所で美容の業を行うことができる場合を条例で定めることとした（第2条関係）。

3 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1 趣旨

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の改正にかんがみ、市町村から徴収する基金拠出金の拠出率を改正することとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

市町村の基金への拠出に係る財政安定化基金拠出率を、1,000分の5から1,000分の1に引き下げることにした（第2条関係）。

3 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道立児童福祉施設条例等の一部を改正する条例（条例第16号）

1 趣旨

児童福祉法等の改正により居宅支援及び施設支援に係る支援費制度が導入されることにかんがみ、道立肢体不自由児施設の児童短期入所等に係る使用料について定めることとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

(1) 北海道立児童福祉施設条例の一部改正

ア 北海道立もなみ学園、北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター、北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター又は北海道立白糠学園の児童短期入所、身体障害者短期入所又は知的障害者短期入所に係る使用料について定めることとした（第3条関係）。

イ アの使用料の額は、短期入所を受ける者に対し居宅生活支援費の支給を決定した市町村の長が定める基準により算定した額とすることとした（第4条第1項から第3項まで関係）。

(2) 北海道身体障害者更生援護施設設置条例の一部改正

ア 題名を「北海道身体障害者更生援護施設条例」に改めることとした。

イ 北海道立肢体不自由者訓練センター及び北海道立身体障害者リハビリテーションセンターの身体障害者更生施設支援に係る使用料について定めることとした（第2条第1項関係）。

ウ イの使用料の額は、施設支援を受ける者に対し施設訓練等支援費の支給を決定した市町村の長が定める基準により算定した額とすることとした（第2条第2項関係）。

エ 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができることとした（第2条第3項関係）。

オ 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした（第3条関係）。

(3) 北海道知的障害者総合援護施設条例の一部改正

ア 北海道立太陽の園の児童短期入所、知的障害者短期入所、知的障害者更生施設支援及び知的障害者授産施設支援に係る使用料について定めることとした（第3条第1項関係）。

イ アの使用料の額は、短期入所又は施設支援を受ける者に対し居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支給を決定した市町村の長が定める基準により算定した額とすることとした（第3条第2項から第4項まで関係）。

ウ 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができることとした（第3条第5項関係）。

(4) 北海道身体障害者総合更生援護施設条例の一部改正

ア 北海道立福祉村の施設支援に係る使用料について定めることとした（第3条第1項関係）。

イ アの使用料の額は、施設支援を受ける者に対し施設訓練等支援費の支給を決定した市町村の長が定める基準により算定した額とすることとした（第3条第2項関係）。

3 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 趣旨及び内容

母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

2 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1 趣旨

道立高等技術専門学院の学生で寄宿舎を使用するものから寄宿舎使用料を徴収することとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

寄宿舎使用料の額は、月額700円とすることとした（第6条第2項関係）。

3 施行期日

この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例（条例第19号）

1 趣旨

牛海綿状脳症対策特別措置法の制定等にかんがみ、牛の伝達性海綿状脳症の検査等の事務に係る手数料について定めることとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

(1) 牛の伝達性海綿状脳症の検査の事務について、1頭1回につき6,000円の手数料を徴収することとした（別表13の項関係）。

(2) その他規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例（条例第20号）

1 趣旨

牛海綿状脳症対策特別措置法の制定等にかんがみ、家畜保健衛生所の保冷保管施設の利用、家畜の死体焼却の事務に係る手数料等について定めることとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

(1) 規則で定める家畜の死体の保冷保管施設を利用しようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならないこととした（第4条の2関係）。

(2) 保冷保管庫の利用について、1件500円以内の使用料を徴収することとした（第5条第1項関係）。

(3) 家畜の死体焼却の事務について、1件1万2,000円以内の手数料を徴収することとした（第5条第1項関係）。

3 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例（条例第21号）

1 趣旨

遊漁船業の適正化に関する法律等の改正にかんがみ、遊漁船業者の登録

等の事務に係る手数料について定めることとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

- (1) 遊漁船業者の登録の申請に対する審査の事務について、3万円の手数料を徴収することとした（別表22の項関係）。
- (2) 遊漁船業者の登録の更新の申請に対する審査の事務について、2万3,000円の手数料を徴収することとした（別表22の2の項関係）。
- (3) 遊漁船業務主任者を養成するための講習の事務について、1,300円の手数料を徴収することとした（別表22の3の項関係）。

3 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例（条例第22号）

1 趣旨及び内容

租税特別措置法等の改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）

1 趣旨及び内容

市町村への権限移譲の推進を図るため国有財産法に基づく事務の一部を鶴川町が処理することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道砂防設備占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第24号）

1 趣旨

砂防法施行規程の改正にかんがみ、砂防指定地における一定の行為の制限等に関し必要な事項を定めることとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

- (1) 題名を砂防法施行条例とすることとした。
- (2) 規則で定めていた砂防指定地における一定の行為の制限に関する事項及び砂防設備の占用の許可に関する事項を条例で定めることとした（第3条から第12条まで及び第16条から第18条まで関係）。

3 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例（条例第25号）

1 趣旨

道立十勝エコロジーパークの管理に関し必要な事項を定めることとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

- (1) オートキャンプ場を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならないこととした（第6条第1項関係）。
- (2) オートキャンプ場を使用しようとする者から徴収する使用料の額は、別表第5に掲げる額の範囲内で規則で定めることとした（第11条第2項関係）。

3 施行期日

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

1 趣旨

地方警察職員である警察官の定員及び階級別定員を改定することとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

- (1) 警察官の定員及びその階級別定員並びに合計の定員を改定することとした（第2条第1項関係）。
- (2) (1)の定員について平成19年3月31日までの間は、警視435人、警部755人、警部補及び巡査部長5,572人、巡査2,912人、警察官計9,674人、事務吏員・技術吏員・その他の職員1,363人、合計1万1,037人とすることとした（附則第4項関係）。

3 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道職員看護師養成修学資金の償還の免除に関する条例を廃止する条例 (条例第27号)

1 趣旨及び内容

北海道職員看護師養成修学資金貸付事業の廃止に伴い、当該修学資金に係る償還の免除の必要がなくなったため、この条例を制定することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例を廃止する条例 (条例第28号)

1 趣旨及び内容

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付事業を廃止することとするため、この条例を制定することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第29号)

1 趣旨

極めて厳しい財政状況にかんがみ、知事、副知事、出納長、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、教育長及び公営企業管理者の給料及び期末手当を減額することとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

(1) 北海道知事等の給与等に関する条例の一部改正

ア 知事、副知事及び出納長の給料月額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、その額に100分の90を乗じて得た額とすることとした。

イ 知事、副知事及び出納長に係る平成15年6月から平成17年12月までの期末手当の額は、その額に100分の85を乗じて得た額とすることとした。

(2) 北海道特別職職員の給与等に関する条例等の一部改正

ア 常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、教育長及び公営企業管理者の給料月額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、その額に100分の95を乗じて得た額とすることとした。

イ 常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、教育長及び公営企業管理者に係る平成15年6月から平成17年12月までの期末手当の額は、その額に100分の90を乗じて得た額とすることとした。

3 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第30号)

1 趣旨

極めて厳しい財政状況等にかんがみ、北海道職員等の給料及び管理職手当を減額するとともに、一定年齢を超える北海道職員の昇給制度の改正を行うこととするため、この条例を制定することとした。

2 内容

(1) 北海道職員の給与に関する条例の一部改正

ア 職員が55歳（大学教員又は医師等は、60歳（診療所に勤務する医師等は、63歳））に達した日の属する年度の末日を超えて在職する場合は昇給しないこととした（第5条第8項関係）。

イ 給料月額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、その額に100分の98.3を乗じて得た額とすることとした（附則第16項関係）。

ウ 管理職手当の月額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、その額に100分の95を乗じて得た額とすることとした（附則第17項関係）。

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

給料月額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、その額に100分の98.3を乗じて得た額とすることとした（附則第3項関係）。

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

特定任期付職員の給料月額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、その額に100分の98.3を乗じて得た額とすることとした。

した（附則第6項関係）。

3 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）

1 趣旨

極めて厳しい財政状況等にかんがみ、北海道学校職員の給料及び管理職手当を減額するとともに、一定年齢を超える北海道学校職員の昇給制度の改正を行うこととするため、この条例を制定することとした。

2 内容

- (1) 学校職員が55歳（医師である学校職員は、60歳）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する場合は昇給しないこととした（第6条第8項関係）。
- (2) 給料月額、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、その額に100分の98.3を乗じて得た額とすることとした（附則第16項関係）。
- (3) 管理職手当の月額、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、その額に100分の95を乗じて得た額とすることとした（附則第17項関係）。

3 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

1 趣旨

極めて厳しい財政状況等にかんがみ、北海道地方警察職員の給料及び管理職手当を減額するとともに、一定年齢を超える北海道地方警察職員の昇給制度の改正を行うこととするため、この条例を制定することとした。

2 内容

- (1) 職員が55歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する場合は昇給しないこととした（第6条第8項関係）。
- (2) 給料月額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、その額に100分の98.3を乗じて得た額とすることとした（附則第16項関係）。

係）。

3 施行期日

(3) 管理職手当の月額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、その額に100分の95を乗じて得た額とすることとした（附則第17項関係）。

3 施行期日

この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道営草地林地一体的利用総合整備事業分担金徴収条例（条例第33号）

1 趣旨

道営草地林地一体的利用総合整備事業に要する費用について受益者から徴収する分担金に関し必要な事項を定めることとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

- (1) 道営草地林地一体的利用総合整備事業に係る分担金の徴収に関し必要な事項を定めることとした（第1条関係）。
- (2) 分担金の額は、各年度ごとに、国から交付を受けた補助金の額を減じた額の範囲内で事業ごとに知事が定めることとした（第2条関係）。
- (3) 分担金は、事業によって利益を受ける者から徴収することとした（第3条関係）。
- (4) 分担金の徴収時期は、当該年度内に知事が定めることとした（第4条第1項関係）。
- (5) 分担金は、知事の交付する納入通知書で納付しなければならないこととした（第4条第2項関係）。
- (6) 条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めることとした（第5条関係）。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条

例

と畜場法施行条例をここに公布する。

北海道条例第1号

と畜場法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、と畜場法施行令(昭和28年政令第216号。以下「政令」という。)第1条第11号の規定に基づき、一般とちく場の構造設備を定めるものとする。

(一般とちく場の構造設備)

第2条 政令第1条第11号の条例で定める構造設備は、一般とちく場の内部を外部から見通すことができないような適当な障壁とする。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

都市計画法施行条例をここに公布する。

平成15年 3月14日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第2号

都市計画法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)第31条ただし書の規定に基づき、市街化調整区域に係る開発行為の開発区域の面積の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(開発区域の面積の特例)

第2条 政令第31条ただし書に規定する条例で別に定める開発区域の面積は、次の表の左欄に掲げる区域において行う同表右欄に掲げる目的又は種別の開発行為に限り、5ヘクタールとする。

区 域		目的又は種別
都市計画区域の名称	区 域 内 市 町 名	
札幌圏都市計画区域	小樽市 江別市 北広島市 石狩市	産業の振興、居住環境

小樽都市計画区域	小樽市	の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与するもの
室蘭圏都市計画区域	室蘭市 登別市 伊達市	
苫小牧圏都市計画区域	苫小牧市 白老町 早来町 厚真町	
千歳恵庭圏都市計画区域	千歳市 恵庭市	
旭川圏都市計画区域	鷹栖町 東神楽町	
函館圏都市計画区域	上磯町 大野町 七飯町	
帯広圏都市計画区域	帯広市 音更町 芽室町 幕別町	
釧路圏都市計画区域	釧路市 釧路町	
北見都市計画区域	北見市	

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3月14日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第3号

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例(昭和47年北海道条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中 「9,677人
2,156人」 を 「9,490人
2,139人」 に改め、同条第9号中 「2,783人
1,532人」 を 「2,756人
1,527人」 に改め、同条第11号中 「3万2,654人
2,568人」 を 「3万2,352人
2,549人」 に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3月14日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第4号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第10条第1項第2号ロ」を「第10条第1項第2号ハ」に改め、同条第5項中「第10号及び第11号」を「第7号及び第8号」に改める。

第4条に次の1項を加える。

2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における第2条第4項の規定の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

第5条第2項中「及び」を「、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに」に改める。

第7条第2項を削り、同条第1項中「毎年（事業年度を設けている場合は、毎事業年度）」を「毎事業年度」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法第29条第1項の規定による書類の提出をしようとする特定非営利活動法人は、同項に規定する書類を添付した提出書を知事に提出しなければならない。

第8条中「前条第2項に定める場合を除くほか、」を削り、同条の表の第1号を次のように改める。

1 設立又は合併の認証を受けた場合	当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号に掲げる書類、法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。この号の右欄において同じ。）に規定する登記に関する書類の写し及び法第14条において準用する民法（明治29年法律第89号）第51条第1項に規定する設立の時の財産目録又は法第35条第1項の財産目録	法第13条第2項の規定による届出書の提出時に併せて提出
-------------------	---	-----------------------------

第8条の表に次のように加える。

3 毎事業年度1回、事業報告書等を作成した	法第29条第1項に規定する書類の写し	法第29条第1項の規定による事業報
-----------------------	--------------------	-------------------

場合

告書等の提出時に併せて提出

第8条に次の1項を加える。

2 前項の表の第2号の左欄に掲げる場合における同号の中欄に掲げる書類の提出は、当該書類を添付した提出書を知事に提出して行うものとする。

第11条第2項中「（明治29年法律第89号）」を削る。

附 則

1 この条例は、平成15年5月1日から施行する。

2 この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人（特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。）についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係るこの条例による改正後の特定非営利活動促進法施行条例第7条第2項及び第8条第1項の規定の適用については、これらの規定中「毎事業年度」とあるのは、「毎年」とする。

北海道消費生活条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第5号

北海道消費生活条例の一部を改正する条例

北海道消費生活条例（平成11年北海道条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第16条・第17条）」を「（第16条—第17条の2）」に改める。

第2章第3節中第17条の次に次の1条を加える。

第17条の2 知事は、事業者が不当な取引方法を用いていると認め、かつ、当該不当な取引方法による消費者の被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、消費者に対し、速やかに、当該事業者に係る不当な取引方法、商品又は役務の種類その他必要な情報を提供するものとする。

2 知事は、前項に規定する場合において、当該事業者の不当な取引方法により消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、消費者に対し、速やかに、同項に規定する情報のほか当該事業者の名称、住所その他

の当該事業者を特定する情報を提供するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第6号

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部を改正する条例
北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例（昭和57年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「4万8,000円」を「5万円」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第7号

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例
北海道環境生活部手数料条例（平成12年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表1の項から6の項までを次のように改める。

1から6まで	削除		
--------	----	--	--

別表に次のように加える。

39 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41	狩猟免許申請手数料	ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者の狩猟免許の	免許申請のとき
--	-----------	--	---------

条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査		申請に係る審査 4,000円 イ その他の者の狩猟免許の申請に係る審査 5,300円	
40 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第46条第2項の規定に基づく狩猟免許の再交付	狩猟免許再交付手数料	1,100円	再交付申請のとき
41 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	狩猟免許更新申請手数料	2,900円	免許更新申請のとき
42 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第55条第1項の規定に基づく狩猟者の登録	狩猟者登録手数料	1,900円	登録申請のとき
43 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第5項の規定に基づく狩猟者登録証の再交付	狩猟者登録証再交付手数料	1,100円	再交付申請のとき
44 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第5項の規定に基づく狩猟者記章の再交付	狩猟者記章再交付手数料	1,000円	再交付申請のとき

附 則

この条例は、平成15年4月16日から施行する。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第8号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第6号)
の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を次のように改める。

1 削除	
------	--

別表第1の4の2の項の次に次のように加える。

4の3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町村
---	------

以下この項において「法」という。)、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 法第9条第1項の規定による次に掲げる許可

ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的としたキジバト、ニューナイスズメ、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、アライグマ、キツネ、ノイヌ、ノネコ又はドバトの捕獲等の許可

イ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的としたキジバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス又はドバトの卵の採取等の許可

(2) 法第9条第7項の規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可証((1)に掲げる事務に係るものに限る。以下この項において「許可証」という。)の交付

(3) 法第9条第8項の規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の従事者証((1)に掲げる事務に係るものに限る。以下この項において「従事者証」という。)の交付

(4) 法第9条第9項の規定による許可証又は従事者証の再交付

(5) 法第9条第11項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理

- (6) 法第19条第1項の規定による鳥獣の飼養の登録
- (7) 法第19条第3項の規定による鳥獣の飼養に係る登録票(以下この項において「登録票」という。)の交付
- (8) 法第19条第5項の規定による飼養の登録の更新
- (9) 法第19条第6項(法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録票の再交付
- (10) 法第20条第3項の規定による登録鳥獣の譲受け又は引受けをした旨の届出の受理
- (11) 法第21条第1項の規定による登録票の返納の受理
- (12) 省令第7条第10項の規定による許可証に係る住所等の変更の届出の受理
- (13) 省令第7条第11項の規定による従事者証に係る住所等の変更の届出の受理
- (14) 省令第7条第12項の規定による許可証の亡失の届出の受理
- (15) 省令第7条第13項の規定による従事者証の亡失の届出の受理
- (16) 省令第20条第5項の規定による登録票に係る住所等の変更の届出の受理
- (17) 省令第20条第6項の規定による登録票の亡失の届出の受理
- (18) (1)から(17)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成15年4月16日から施行する。

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第9号

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例(平成12年北海道条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「手数料は」の次に「別表1の2の項から1の4の項までに掲げる事務に係るものを除くほか」を加える。

別表中1の項を1の5の項とし、同項の前に次のように加える。

1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の実施	保育士試験手数料	8,900円	受験申請書提出のとき
1の2 児童福祉法第18条の18第3項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査	保育士登録申請手数料	4,200円	登録申請のとき
1の3 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第17条第1項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付	保育士登録証書換え交付手数料	1,600円	書換え交付申請のとき
1の4 児童福祉法施行令第18条第1項の規定に基づく保育士登録証の再交付	保育士登録証再交付手数料	1,100円	再交付申請のとき

別表169の項を次のように改める。

169 削除			
--------	--	--	--

附 則

- この条例は、平成15年11月29日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。
- 平成15年4月1日から同年11月28日までの間においては、手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、金額及び徴収時期は、この条例による改正前の北海道保健福祉部手数料条例（以下「改正前の条例」という。）別表に定めるもののほか、次の表のとおりとする。

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金 額	徴収時期
児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）附則第2条の規定に基づき同条に規定する登録に関する事務に関し必要な準備として行う保育士の登録の申請に対する審査	保育士登録申請手数料	4,200円	登録申請のとき

- 改正前の条例第3条の規定は、前項に規定する保育士登録申請手数料については、適用しない。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第10号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

- 別表第1の1の項の(6)中「第12条」を「第13条」に改める。
別表第2中「長沼町」を「長沼町 上富良野町」に改める。

附 則

- この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の8の項の左欄に掲げる事務に係る北海道福祉のまちづくり条例（平成9年北海道条例第65号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に北海道福祉のまちづくり条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては上富良野町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同条例の適用について

は、上富良野町長のした処分その他の行為又は上富良野町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道立診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第11号

北海道立診療所条例の一部を改正する条例

北海道立診療所条例（昭和23年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表北海道立名駒診療所の項を削る。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第12号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和24年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「という。）」の次に「及び旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）の規定」を加える。

第5条を第10条とし、第2条から第4条までを5条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の5条を加える。

（ホテル営業の施設の構造設備の基準）

第2条 政令第1条第1項第11号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 施設の外壁及び屋根は、その形態、意匠等が善良の風俗を害するものでないこと。

(2) 客室は、次の要件を満たすものであること。

ア 就寝するために寝具を置く部分の床面積は、定員に2.47平方メートルを

乗じて得た面積以上の広さを有すること。

イ 内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシューター、小窓等の設備が設けられていないこと。

ウ 客室の外部から客室の内部を監視し、又はのぞくことができる設備（換気又は採光のための窓その他の設備を除く。）が設けられていないこと。

エ 出入口の扉等は、宿泊者が自由に開閉できるものであること。

オ 出入口の扉等又はその周辺の見やすい場所に客室の番号又は室名が表示されていること。

(3) 客室と建物の出入口、他の客室等とを接続する専用の廊下、階段その他の通路（以下「専用通路」という。）を有する場合には、専用通路は、次の要件を満たすものであること。

ア 内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシューター、小窓等の設備が設けられていないこと。

イ 出入口の扉等は、当該客室の宿泊者が自由に開閉できるものであること。

(4) 玄関帳場その他これに類する設備（以下「玄関帳場等」という。）は、次の要件を満たすものであること。

ア 宿泊しようとする者が必ず通過する場所に面して設けられていること。

イ 床面積は、3.3平方メートル以上であること。

ウ 宿泊しようとする者との面接に適し、かつ、宿泊者その他の施設の利用者の出入りを容易に確認することができる位置に設けられていること。

エ 受付のための窓口を設ける場合は、当該窓口は、縦横それぞれ1メートル以上の開口部を有し、宿泊に係る手続を行うのに適した位置に、幅0.3メートル以上、長さ1メートル以上の受付台が付設されていること。

オ 宿泊しようとする者と面接するのに適した照度を確保できる照明設備が設けられていること。

カ 周辺の見やすい場所にフロント等玄関帳場等である旨が表示されていること。

キ 玄関帳場等及びその周辺には、宿泊しようとする者との面接を妨げるおそれのあるカーテン、囲い等の設備が設けられていないこと。

ク 客室（かぎをかけることができるものに限る。）のかぎを保管する設備が設けられていること。

- (5) 共同用の便所には、適当な数の便器が設けられていること。
- (6) 宿泊者が共用できる適当な広さのロビー等を有すること。
- (7) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な広さの洋式の食堂及び適当な規模の調理室を有すること。
- (8) 客室の定員以上の数の寝具を備え、かつ、当該寝具の保管に適した設備を有すること。

(旅館営業の施設の構造設備の基準)

第3条 政令第1条第2項第10号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設の外壁及び屋根は、その形態、意匠等が善良の風俗を害するものでないこと。
- (2) 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 就寝するために寝具を置く部分の床面積は、定員に2.47平方メートルを乗じて得た面積以上の広さを有すること。
 - イ 内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシューター、小窓等の設備が設けられていないこと。
 - ウ 客室の外部から客室の内部を監視し、又はのぞくことができる設備（換気又は採光のための窓その他の設備を除く。）が設けられていないこと。
 - エ 出入口の扉等は、宿泊者が自由に開閉できるものであること。
 - オ 出入口の扉等又はその周辺の見やすい場所に客室の番号又は室名が表示されていること。
- (3) 専用通路を有する場合には、当該専用通路は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシューター、小窓等の設備が設けられていないこと。
 - イ 出入口の扉等は、当該客室の宿泊者が自由に開閉できるものであること。
- (4) 玄関帳場等は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 宿泊しようとする者が必ず通過する場所に面して設けられていること。
 - イ 床面積は、3.3平方メートル以上であること。
 - ウ 宿泊しようとする者との面接に適し、かつ、宿泊者その他の施設の利用者の出入りを容易に確認することができる位置に設けられていること。

- エ 受付のための窓口を設ける場合は、当該窓口は、縦横それぞれ1メートル以上の開口部を有し、宿泊に係る手続を行うのに適した位置に、幅0.3メートル以上、長さ1メートル以上の受付台が付設されていること。
- オ 宿泊しようとする者と面接するのに適した照度を確保できる照明設備が設けられていること。
- カ 周辺の見やすい場所にフロント等玄関帳場等である旨が表示されていること。
- キ 玄関帳場等及びその周囲には、宿泊しようとする者との面接を妨げるおそれのあるカーテン、囲い等の設備が設けられていないこと。
- ク 客室（かぎをかけることができるものに限る。）のかぎを保管する設備が設けられていること。

- (5) 当該施設の規模に応じた適当な暖房の設備を有すること。
 - (6) 共同用の便所には、男子用及び女子用の区分があり、かつ、適当な数の便器が設けられていること。
 - (7) 適当な規模の調理室を有すること。
 - (8) 客室の定員以上の数の寝具を備え、かつ、当該寝具の保管に適した設備を有すること。
- (簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第4条 政令第1条第3項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設の外壁及び屋根は、その形態、意匠等が善良の風俗を害するものでないこと。
- (2) 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 就寝するために寝具（階層式寝台を除く。）を置く部分の床面積は、定員（階層式寝台の定員を除く。）に2.47平方メートルを乗じて得た面積以上の広さを有すること。
 - イ 階層式寝台の各段の面積は、それぞれ1.65平方メートル以上であること。
 - ウ 多数人で共用する構造又は設備を有しない客室（以下この号において「専用客室」という。）にあっては、専用客室の内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシューター、小窓等の設備が設けられていないこと。

エ 専用客室にあっては、外部からその内部を監視し、又はのぞくことができる設備(換気又は採光のための窓その他の設備を除く。)が設けられていないこと。

オ 出入口の扉等は、宿泊者が自由に開閉できるものであること。

カ 専用客室にあっては、出入口の扉等又はその周辺の見やすい場所に当該専用客室の番号又は室名が表示されていること。

(3) 専用通路(多数人で共用する構造又は設備を有する客室と接続するものを除く。)を有する場合には、当該専用通路は、次の要件を満たすものであること。

ア 内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシューター、小窓等の設備が設けられていないこと。

イ 出入口の扉等は、当該客室の宿泊者が自由に開閉できるものであること。

(4) 次の要件を満たす玄関帳場等を有すること。

ア 宿泊しようとする者が必ず通過する場所に面して設けられていること。

イ 床面積は、3.3平方メートル以上であること。

ウ 宿泊しようとする者との面接に適し、かつ、宿泊者その他の施設の利用者の出入りを容易に確認することができる位置に設けられていること。

エ 受付のための窓口を設ける場合は、当該窓口は、縦横それぞれ1メートル以上の開口部を有し、宿泊に係る手続を行うのに適した位置に、幅0.3メートル以上、長さ1メートル以上の受付台が付設されていること。

オ 宿泊しようとする者と面接するのに適した照度を確保できる照明設備が設けられていること。

カ 周辺の見やすい場所にフロント等玄関帳場等である旨が表示されていること。

キ 玄関帳場等及びその周囲には、宿泊しようとする者との面接を妨げるおそれのあるカーテン、囲い等の設備が設けられていないこと。

ク 客室(かぎをかけることができるものに限る。)のかぎを保管する設備が設けられていること。

(5) 当該施設の規模に応じた適当な暖房設備を有すること。

(6) 共同用の便所には、適当な数の便器が設けられていること。

(7) 客室の構造が食事を提供するのに適さないときは、宿泊者の需要を満たす

ことができる適当な広さの食堂を有すること。

(8) 適当な規模の調理室を有すること。

(9) 客室の定員以上の数の寝具を備え、かつ、当該寝具の保管に適した設備を有すること。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第5条 政令第1条第4項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 客室の数は、5室以上であること。

(2) 客室の床面積は、それぞれ4.95平方メートル以上であること。

(3) 客室の就寝するために寝具を置く部分の床面積は、定員に2.47平方メートルを乗じて得た面積以上の広さを有すること。

(4) 共同用の便所には、適当な数の便器が設けられていること。

(構造設備の基準の特例)

第6条 旅館業(下宿営業を除く。)の施設のうち、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項各号に掲げる施設については、第2条第2号ア、イ及びエ、第3号並びに第4号、第3条第2号ア、イ及びエ、第3号並びに第4号並びに第4条第2号アからウまで及びオ、第3号並びに第4号の基準は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、旅館業の施設のうち、季節的状況、地理的状況その他特別の事情により第2条から前条までの基準による必要がないもの又はこれらの基準によることができないものであって公衆衛生上及び善良の風俗の保持上支障がないと認められるものについては、これらの基準の全部又は一部を適用しないことができる。

附 則

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 昭和61年6月1日において現に旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定による許可を受けてホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業を営んでいた者がそれぞれの営業の用に供していた施設の構造設備であって、この条例の施行の際、この条例による改正後の旅館業法施行条例第2条第1号若しくは第4号ア、イ、ウ若しくはエ、第3条第1号若しくは第4号ア、イ、ウ若しくはエ又は第4条第1号若しくは第4号ア、イ、ウ若しくはエの基準に適合し

ないものについては、これらの基準は、適用しない。

- 3 昭和61年6月1日以後に、前項に規定する施設の大規模な変更が行われた場合には当該施設の構造設備については同項の規定、同項に規定する基準に適合しない構造設備の変更が行われた場合には当該構造設備については同項の規定（当該基準に係る部分に限る。）は、適用しない。

理容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第13号

理容師法施行条例の一部を改正する条例

理容師法施行条例（平成12年北海道条例第11号）の一部を次のように改正する。
第1条中「という。）」の次に「及び理容師法施行令（昭和28年政令第232号。以下「政令」という。）」を加え、「及び理容所の開設者が理容所について講じなければならない衛生上必要な措置」を「その他必要な事項」に改める。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。
（理容所以外の場所で理容の業を行うことができる場合）

第2条 政令第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 交通条件に恵まれない山間地、離島その他の地域であって、理容所のない地域に居住する者に対して、その居住地において理容を行う場合
- (2) 演劇、映画等に出演等をする者に対して、その出演等をする直前に理容を行う場合
- (3) 社会福祉施設、医療施設、刑務所等において、当該施設の求めに応じ、その入所者等に対して理容を行う場合

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第14号

平成15年3月14日（金曜日）

北 海 道 公 報

号外第7号 17

美容師法施行条例の一部を改正する条例

美容師法施行条例（平成12年北海道条例第12号）の一部を次のように改正する。
第1条中「という。）」の次に「及び美容師法施行令（昭和32年政令第277号。以下「政令」という。）」を加え、「及び美容所の開設者が美容所について講じなければならない衛生上必要な措置」を「その他必要な事項」に改める。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。
（美容所以外の場所で美容の業を行うことができる場合）

第2条 政令第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 交通条件に恵まれない山間地、離島その他の地域であって、美容所のない地域に居住する者に対して、その居住地において美容を行う場合
- (2) 演劇、映画等に出演等をする者に対して、その出演等をする直前に美容を行う場合
- (3) 社会福祉施設、医療施設、刑務所等において、当該施設の求めに応じ、その入所者等に対して美容を行う場合

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

北海道介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第15号

北海道介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

北海道介護保険財政安定化基金条例（平成12年北海道条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,000分の5」を「1,000分の1」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

北海道立児童福祉施設条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第16号

北海道立児童福祉施設条例等の一部を改正する条例

(北海道立児童福祉施設条例の一部改正)

第1条 北海道立児童福祉施設条例(昭和36年北海道条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条中「北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター及び」を「北海道立もなみ学園、北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター、」に、「の医療」を「又は北海道立白糠学園の児童福祉法第6条の2第4項の児童短期入所、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条の2第4項の身体障害者短期入所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第4条第4項の知的障害者短期入所又は医療」に改める。

第4条中第3項を第6項とし、第2項を第5項とし、同条第1項中「使用料」を「医療に係る使用料」に改め、同項を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

前条の児童短期入所を受ける者に係る使用料の額は、その者に対し児童福祉法第21条の11第2項の規定により居宅生活支援費の支給を決定した市町村の長が同法第21条の10第2項第1号の規定により定める基準により算定した額とする。

2 前条の身体障害者短期入所を受ける者に係る使用料の額は、その者に対し身体障害者福祉法第17条の5第2項の規定により居宅生活支援費の支給を決定した市町村の長が同法第17条の4第2項第1号の規定により定める基準により算定した額とする。

3 前条の知的障害者短期入所を受ける者に係る使用料の額は、その者に対し知的障害者福祉法第15条の6第2項の規定により居宅生活支援費の支給を決定した市町村の長が同法第15条の5第2項第1号の規定により定める基準により算定した額とする。

(北海道身体障害者更生援護施設設置条例の一部改正)

第2条 北海道身体障害者更生援護施設設置条例(昭和39年北海道条例第43号)

の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道身体障害者更生援護施設条例

本則中「昭和24年法律第283号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「同法第3章の」を削り、本則を第1条とし、同条に見出しとして「(設置)」を付し、同条の次に次の2条を加える。

(使用料)

第2条 身体障害者更生援護施設の法第5条第3項の身体障害者更生施設支援を受ける者は、規則で定めるところにより、使用料を納めなければならない。

2 前項の身体障害者更生施設支援を受ける者に係る使用料の額は、その者に対し法第17条の11第2項の規定により施設訓練等支援費の支給を決定した市町村の長が法第17条の10第2項第1号の規定により定める基準により算定した額とする。

3 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(規則への委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(北海道知的障害者総合援護施設条例の一部改正)

第3条 北海道知的障害者総合援護施設条例(昭和43年北海道条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(使用料)

第3条 知的障害者総合援護施設の児童福祉法第6条の2第4項の児童短期入所又は知的障害者福祉法第4条第4項の知的障害者短期入所、同法第5条第3項の知的障害者更生施設支援若しくは同条第4項の知的障害者授産施設支援を受ける者は、規則で定めるところにより、使用料を納めなければならない。

2 前項の児童短期入所を受ける者に係る使用料の額は、その者に対し児童福祉法第21条の11第2項の規定により居宅生活支援費の支給を決定した市町村の長が同法第21条の10第2項第1号の規定により定める基準により算定した額とする。

3 第1項の知的障害者短期入所を受ける者に係る使用料の額は、その者に対し知的障害者福祉法第15条の6第2項の規定により居宅生活支援費の支給を決定した市町村の長が同法第15条の5第2項第1号の規定により定める基準

により算定した額とする。

4 第1項の知的障害者更生施設支援及び知的障害者授産施設支援を受ける者に係る使用料の額は、その者に対し知的障害者福祉法第15条の12第2項の規定により施設訓練等支援費の支給を決定した市町村の長が同法第15条の11第2項第1号の規定により定める基準により算定した額とする。

5 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(北海道身体障害者総合更生援護施設条例の一部改正)

第4条 北海道身体障害者総合更生援護施設条例(昭和54年北海道条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「身体障害者福祉ホーム」を「身体障害者更生施設、身体障害者療護施設若しくは身体障害者授産施設の法第5条第2項の身体障害者施設支援を受ける者又は身体障害者福祉ホーム」に改め、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「使用料」を「身体障害者福祉ホームの利用に係る使用料」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の身体障害者施設支援を受ける者に係る使用料の額は、その者に対し法第17条の11第2項の規定により施設訓練等支援費の支給を決定した市町村の長が法第17条の10第2項第1号の規定により定める基準により算定した額とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(北海道身体障害者更生援護施設設置条例の一部改正に伴う経過措置)

2 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第111号)附則第12条第2項に規定する旧措置入所者に対する第2条の規定による改正後の北海道身体障害者更生援護施設条例第2条第2項の規定の適用については、この条例の施行の日から起算して1年間に限り、同項中「法第17条の11第2項の規定により施設訓練等支援費の支給を決定した」とあるのは「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第111号)附則第12条第1項の規定により施設訓練等支援費を支給する」と、「法第17条の10第2項第1号」とあるのは「同条第2項第1号」とする。

(北海道知的障害者総合援護施設条例の一部改正に伴う経過措置)

3 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第2項に規定する旧措置入所者に対する第3条の規定による改正後の北海道知的障害者総合援護施設条例第3条第4項の規定の適用については、この条例の施行の日から起算して1年間に限り、同項中「知的障害者福祉法第15条の12第2項の規定により施設訓練等支援費の支給を決定した」とあるのは「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第111号)附則第18条第1項の規定により施設訓練等支援費を支給する」と、「同法第15条の11第2項第1号」とあるのは「同条第2項第1号」とする。

(北海道身体障害者総合更生援護施設条例の一部改正に伴う経過措置)

4 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律附則第12条第2項に規定する旧措置入所者に対する第4条の規定による改正後の北海道身体障害者総合更生援護施設条例第3条第2項の規定の適用については、この条例の施行の日から起算して1年間に限り、同項中「法第17条の11第2項の規定により施設訓練等支援費の支給を決定した」とあるのは「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第111号)附則第12条第1項の規定により施設訓練等支援費を支給する」と、「法第17条の10第2項第1号」とあるのは「同条第2項第1号」とする。

母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第17号

母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例

母子福祉資金等の償還の免除に関する条例(昭和43年北海道条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「第10条、第19条の2第1項」を「第13条、同法第32条第1項」に、「第10条第1項」を「第13条第1項」に、「附則第6条」を「同法附則第6条」に改める。

附則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第18号

北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例

北海道立高等技術専門学院条例(昭和44年北海道条例第37号)の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(寄宿舎使用料)

第6条 学院の学生で寄宿舎を使用するものからは、寄宿舎使用料を徴収する。

2 前項の寄宿舎使用料の額は、月額700円とする。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第19号

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例

北海道農政部手数料条例(平成12年北海道条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「事務」の次に「(同表13の項の第3欄のエに掲げる検査を除く。)」を加える。

別表13の項中「家畜の検査(」を「家畜若しくはその死体の検査(」に、「家畜検査手数料」を「家畜等検査手数料」に改め、同項中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 牛の伝達性海綿状脳症の
検査 1頭1回につき6,000

円

別表13の項中「とき」の次に「(エにあっては、検査を受けるとき)」を加え、同表15の項中「家畜の」を「家畜若しくはその死体の」に、「家畜検査証明書等交付手数料」を「家畜等検査証明書等交付手数料」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第20号

北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

北海道家畜保健衛生所条例(昭和25年北海道条例第92号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 家畜保健衛生所の規則で定める家畜の死体の保冷保管施設を利用しようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。

第5条第1項中「及び前条第1項」を「並びに第4条第1項及び前条」に、「器具機械使用料 1件 500円以内」を「器具機械使用料 1件 500円以内」に、

「特別診断料 1件 9,600円以内」を「特別診断料 1件 9,600円以内」に、
「器具機械使用料 1件 500円以内」を「器具機械使用料 1件 500円以内」に、
「特別診断料 1件 9,600円以内」を「特別診断料 1件 9,600円以内」に、
「焼却料 1件 1万2,000円以内」を「焼却料 1件 1万2,000円以内」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第21号

北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例

北海道水産林務部手数料条例（平成12年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表22の項を次のように改める。

22 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条第1項の規定に基づく遊漁船業者の登録の申請に対する審査	遊漁船業者登録申請手数料	30,000円	登録申請のとき
--	--------------	---------	---------

別表22の項の次に次のように加える。

22の2 遊漁船業の適正化に関する法律第3条第2項の規定に基づく遊漁船業者の登録の更新の申請に対する審査	遊漁船業者登録更新申請手数料	23,000円	登録更新申請のとき
22の3 遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第37号）第10条第1項第3号に規定する遊漁船業務主任者を養成するための講習	遊漁船業務主任者講習手数料	1,300円	受講申請のとき

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第22号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表64の項中「第31条の2第2項第10号ハ」を「第31条の2第2項第11号ハ」に、「第62条の3第4項第10号ハ」を「第62条の3第4項第11号ハ」に改め、同表65の項中「第20条の2第6項」を「第20条の2第7項」に、「第38条の4第16項」を「第38条の4第17項」に改め、同表66の項中「第39条の7第11項」を「第39条の7第10項」に改め、同表67の項中「第39条の7第13項」を「第39条の7第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第23号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項の(1)中「第31条の2第2項第10号ハ、第62条の3第4項第10号ハ」を「第31条の2第2項第11号ハ、第62条の3第4項第11号ハ」に改め、同表の7の項の(1)中「第31条の2第2項第11号ニ、第62条の3第4項第11号ニ」を「第31条の2第2項第12号ニ、第62条の3第4項第12号ニ」に改め、同表の13の項中「小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、苫小牧市及び江別市」を「省令第60条の規定により書面の交付を求めることができる市町」に改め、同表の16の項を削る。

別表第2中「厚真町」を「厚真町 鶴川町」に改める。

別表第4を削る。

附 則

- この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表第1の6の項、7の項及び13の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項の左欄に掲げる事務に係る国有財産法（昭和23年法律第73号。以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては鶴川町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、鶴川町長のした処分その他の行為又は鶴川町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第86号）附則第2条第3項又は第4項の規定により従前の例によることとされる特別特定建築物又は認定の手續に係る事務については、なお従前の例による。

北海道砂防設備占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第24号

北海道砂防設備占用料徴収条例の一部を改正する条例

北海道砂防設備占用料徴収条例（平成12年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

砂防法施行条例

第1条中「」第27条に規定する」を「。以下「法」という。）及び砂防法施行規程（明治30年勅令第382号）の規定に基づき、砂防指定地における一定の行為の制限等及び」に改める。

第5条を第19条とする。

第4条を第15条とし、同条の次に次の3条を加える。

（身分証明書の携帯等）

第16条 法第23条第1項に規定する権限を行う吏員は、同項の規定により他人の

占有する土地に立ち入ろうとする場合は、身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（罰則）

第17条 第3条第1項又は第4条第1項の規定に違反して、第3条第1項各号に規定する行為をし、又は第4条第1項各号に規定する工作物を設置した者は、3月以下の懲役若しくは禁錮又は2万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

第3条を第14条とする。

第2条中「砂防設備に係る占用の許可（以下「占用の許可」という。）」を「占用の許可」に改め、同条を第13条とし、第1条の次に次の11条を加える。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 砂防指定地 法第2条の規定により国土交通大臣が指定した土地をいう。

(2) 砂防設備 法第1条に規定する砂防設備をいう。

（砂防指定地における行為の制限）

第3条 砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は治水砂防上影響が少ない行為であって規則で定めるものをしようとする者は、この限りでない。

(1) 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

(2) 土石砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの堆積若しくは投棄

(3) 竹木の伐採（枝打ちを含む。）

(4) 抜根又は芝草の採取

(5) 竹木の滑下又は地引きによる搬出

(6) 火入れ又はたき火

(7) 牛、馬その他の家畜の放牧又は係留

(8) 建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は除却

2 前項の許可には、治水砂防上必要な限度において、条件を付することができる。

(砂防設備の占用の許可)

第4条 砂防設備に次に掲げる工作物を設け、継続して砂防設備を占用しようとする場合においては、知事の許可を受けなければならない。ただし、国、地方公共団体又は私人がその権原に基づいてする占用の場合は、この限りでない。

- (1) 電柱又は鉄塔
- (2) 軌道又は道路
- (3) 水管、下水道管その他これらに類する物件
- (4) その他工作物

2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(国又は地方公共団体の特例)

第5条 国又は地方公共団体が行う行為についての第3条第1項(同項ただし書を除く。)又は前条第1項(同項ただし書を除く。)の規定の適用については、国又は地方公共団体と知事との協議が成立することをもって、これらの規定による許可があったものとみなす。

(新たに砂防指定地に指定された場合の措置)

第6条 砂防指定地の指定の際現に権原に基づき、第3条第1項各号に該当する行為(同項ただし書に規定する行為に該当するものを除く。)をしている者又は第4条第1項各号に該当する工作物の設置(同項ただし書に規定する占用に係るものを除く。)をしている者は、従前と同様の条件により、当該行為又は工作物の設置に係る砂防設備の占用について第3条第1項又は第4条第1項の規定による許可(以下「行為等の許可」という。)を受けたものとみなす。この場合において、行為等の許可を受けたものとみなされた者は、当該行為又は工作物の設置について遅滞なく知事に届け出なければならない。

(許可事項の変更)

第7条 行為等の許可を受けた者は、当該許可に係る事項(前条の規定により行為等の許可を受けたものとみなされた者にあつては、同条の規定による届出に係る事項)を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

(標識の設置)

第8条 第3条第1項の規定による許可(以下「行為の許可」という。)を受けた

者(第6条の規定により許可を受けたものとみなされた者を除く。)は、当該許可の期間中当該許可に係る行為を行う場所又はその付近の見やすい場所に標識を設置しなければならない。

(着手等の届出)

第9条 行為の許可を受けた者は、当該許可に係る行為に着手したとき及びこれを完了し、又は中止したときは、遅滞なく知事に届け出なければならない。

2 第4条第1項の規定による許可(以下「占用の許可」という。)を受けた者は、当該許可に係る占用を廃止したときは、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(許可に基づく地位の承継)

第10条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の行為等の許可を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、行為の許可に係る行為を行う事業を承継し、又は占用の許可に基づく権利を承継する法人に限る。)は、被承継人が有していた許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

(権利の譲渡)

第11条 占用の許可に基づく権利は、知事の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2 前項の承認を受けようとする者は、譲受人と連署の上、知事に申請しなければならない。

3 第1項の規定により許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

(原状回復)

第12条 占用の許可を受けて工作物を設置している者(以下「工作物設置者」という。)は、当該工作物の用途を廃止した場合においては、速やかに、当該工作物を除却し、砂防設備を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると知事が認めた場合は、この限りでない。

2 知事は、工作物設置者に対して、前項の規定による原状回復又は原状に回復することが不相当と認めた場合の措置について必要な指示をすることができる。

別表中「別表（第2条関係）」を「別表（第13条関係）」に改める。

附 則

- この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令（平成14年政令第329号）第1条の規定による改正前の砂防法施行規程（明治30年勅令第382号）の規定に基づき定められた規則（以下「規則」という。）の規定により知事がした許可その他の処分又はこの条例の施行の日前に規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為については、この条例による改正後の砂防法施行条例の規定により知事がした許可その他の処分又は同条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第25号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表に次のように加える。

北海道立十勝エコロジーパーク	オートキャンプ場
----------------	----------

第11条第2項中「及び北海道立宗谷ふれあい公園」を「、北海道立宗谷ふれあい公園及び北海道立十勝エコロジーパーク」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第26号

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「425人」を「432人」に、「736人」を「749人」に、「5,434人」を「5,532人」に、「2,839人」を「2,891人」に、「9,434人」を「9,604人」に、「10,797人」を「10,967人」に改める。

附則第4項中「425人」を「432人」に、「736人」を「749人」に、「5,434人」を「5,532人」に、「2,839人」を「2,891人」に、「9,434人」を「9,604人」に、「10,797人」を「10,967人」に、「428人」を「435人」に、「741人」を「755人」に、「5,474人」を「5,572人」に、「2,861人」を「2,912人」に、「9,504人」を「9,674人」に、「10,867人」を「11,037人」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

北海道職員看護師養成修学資金の償還の免除に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第27号

北海道職員看護師養成修学資金の償還の免除に関する条例を廃止する条例
北海道職員看護師養成修学資金の償還の免除に関する条例（昭和46年北海道条例第42号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例を廃止する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第28号

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例を廃止する条例
理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例（昭和47年北海道条例第15号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第29号

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（北海道知事等の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一
部を次のように改正する。

附則第6項を次のように改める。

6 知事等の給料月額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に
限り、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に100分の90を乗じ
て得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同
項に定める額とする。

附則に次の1項を加える。

7 知事等（第4条第1項後段に規定する者を含む。）に係る平成15年6月から
平成17年12月までの期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項
の規定による額に100分の85を乗じて得た額とする。

（北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）
の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

7 常勤の委員の給料月額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの
間に限り、別表第1の規定にかかわらず、同表に定める額に100分の95を乗じ
て得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同
表に定める額とする。

8 常勤の委員（第2条第3項後段に規定する者を含む。）に係る平成15年6月
から平成17年12月までの期末手当の額は、同条第4項の規定にかかわらず、
同項の規定による額に100分の90を乗じて得た額とする。

（北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年北海道条例第
89号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

7 教育長の給料月額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に
限り、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に100分の95を乗じ
て得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給
料月額は、同項に定める額とする。

8 教育長（第4条第1項後段に規定する者を含む。）に係る平成15年6月から
平成17年12月までの期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項
の規定による額に100分の90を乗じて得た額とする。

（北海道公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第4条 北海道公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和42年北海道条例第6
号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

7 管理者の給料月額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に
限り、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額に100分の95を乗じて得た
額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定
める額とする。

8 管理者（北海道知事等の給与等に関する条例第4条第1項前段に規定する
基準日前1月以内に管理者を退任した者を含む。）に係る平成15年6月から平
成17年12月までの期末手当の額は、第3条の規定にかかわらず、同条例附則
第7項の規定の適用がないものとした場合の同条の規定による額に100分の
90を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（北海道知事等の退職手当に関する条例の一部改正）

2 北海道知事等の退職手当に関する条例（昭和62年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第4項」を「附則第6項」に、「附則第5項」を「附則第7項」に改める。

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第30号

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（北海道職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第5条第8項中「58歳」を「55歳」に、「63歳」を「60歳」に、「68歳」を「65歳」に改める。

附則に次の2項を加える。

16 給料月額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、第4条から第5条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に100分の98.3を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに第8条に規定する給料の調整額に係る給料月額は、第4条から第5条までの規定により定められる額とする。

17 管理職手当の月額、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、第17条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、調整手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給料月額の特例）

3 給料月額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、第5条（第5項を除く。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額に100分の98.3を乗じて得た額とする。ただし、任期付研究員業績手当の額並びに道職員給与条例の規定に基づく手当の額及び道職員給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに警察職員給与条例の規定に基づく手当の額及び警察職員給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第5条の規定により定められる額とする。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（特定任期付職員の給料月額の特例）

6 特定任期付職員の給料月額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、第4条（第4項を除く。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額に100分の98.3を乗じて得た額とする。ただし、特定任期付職員業績手当並びに道職員給与条例の規定に基づく手当、学校職員給与条例の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に基づく手当及び警察職員給与条例の規定に基づく手当の額の算出の基礎となる給料月額は、第4条の規定により定められる額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（昇給停止に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日の前日において55歳（教育職給料表又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員（以下この項において「特例職員」という。））にあつては、60歳（北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第3条ただし書の規定により定年を年齢70年と定められている職員（以下この項において「特例定年職員」という。））にあつては、

65歳)。次項において「昇給停止年齢」という。)に達している職員(施行日の前日において58歳(特例職員にあっては、63歳(特例定年職員にあっては、68歳))に達していない職員に限る。次項において「昇給停止年齢超過職員」という。)の昇給については、なお従前の例による。

- 3 施行日前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以後に昇給停止年齢に達する職員で、施行日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員については、第1条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例第5条第8項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日の属する年度の末日を超えて在職する場合も、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の人事委員会規則で定める職員との権衡上必要があると認められる職員として人事委員会規則で定める職員についても、同様とする。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

- 5 北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

35 退職手当の算出の基礎となる給料月額は、北海道職員の給与に関する条例附則第16項、北海道学校職員の給与に関する条例附則第16項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例第2条第2項において準用する場合を含む。)、北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第16項、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例附則第3項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例附則第6項の規定の適用がないものとした場合の額とする。

(北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 6 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年北海道条例第66号)の一

部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 6 職業訓練手当、農業技術等指導訓練手当及び看護師等養成指導手当の算出の基礎となる給料月額は、給与条例附則第16項の規定の適用がないものとした場合の額とする。

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第31号

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号)の一部を次のように改正する。

第6条第8項中「58歳」を「55歳」に、「63歳」を「60歳」に改める。

附則に次の2項を加える。

- 16 給料月額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、第5条及び第6条並びに附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に100分の98.3を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額は、第5条及び第6条並びに附則第5項の規定により定められる額とする。

- 17 管理職手当の月額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、第10条の3第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、調整手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
(昇給停止に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)前から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、施行日の前日において55歳

（医師である学校職員にあっては、60歳。次項において「昇給停止年齢」という。）に達している学校職員（施行日の前日において58歳（医師である学校職員にあっては、63歳）に達していない学校職員に限る。次項において「昇給停止年齢超過職員」という。）の昇給については、なお従前の例による。

- 3 施行日前から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、施行日以後に昇給停止年齢に達する学校職員で、施行日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員については、この条例による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例第6条第8項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日の属する年度の末日を超えて在職する場合も、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の人事委員会規則で定める職員との権衡上必要があると認められる職員として人事委員会規則で定める職員についても、同様とする。

（人事委員会規則への委任）

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例に規定する学校職員への準用）

- 5 前3項の規定は、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第1条の2第1号に規定する学校職員について準用する。

（北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 6 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 夜間課程勤務手当の算出の基礎となる給料月額は、給与条例附則第16項の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）の適用がないものとした場合の額とする。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改

正）

- 7 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、給与条例附則第16項の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）の適用がないものとした場合の額とする。

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第32号

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第8項中「58歳」を「55歳」に改める。

附則に次の2項を加える。

- 16 給料月額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、第5条及び第6条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に100分の98.3を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額は、第5条及び第6条の規定により定められる額とする。
- 17 管理職手当の月額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、第19条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、調整手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
（昇給停止に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日の前日において55歳（次項において「昇給停止年齢」という。）に達している職員（施行日の前日において58歳に達していない職員に限る。次項において「昇給停止年齢超過職員」という。）の昇給については、なお従前の例による。

3 施行日前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以後に昇給停止年齢に達する職員で、施行日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員については、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第6条第8項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日の属する年度の末日を超えて在職する場合も、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の人事委員会規則で定める職員との権衡上必要があると認められる職員として人事委員会規則で定める職員についても、同様とする。

（人事委員会規則への委任）

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

北海道営草地林地一体的利用総合整備事業分担金徴収条例をここに公布する。

平成15年3月14日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第33号

北海道営草地林地一体的利用総合整備事業分担金徴収条例

（趣旨）

第1条 この条例は、北海道営草地林地一体的利用総合整備事業（以下「事業」という。）に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定による分担金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（分担金の額）

第2条 分担金の額は、各年度ごとに、当該事業に要する費用のうち国から交付

を受けた補助金の額を減じた額の範囲内において、当該事業ごとに知事が定める。

（納付義務者）

第3条 分担金は、当該事業によって利益を受ける者から徴収する。

（徴収の方法）

第4条 分担金の徴収時期については、当該年度内において、知事が定める。

2 分担金は、知事の交付する納入通知書により納付しなければならない。

（知事への委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

